

小山勇朗市議会報告

2020年
5月23日

社民党仙台市議団
太白事務所

市民みんなで頑張った毎日

新型コロナウイルスが、中国・武漢市で発生以来、世界全域に拡大感染し、250万人を超える感染者と35万人にも及ぶ死者数となっています。日本においては14,000人を超える感染者数、宮城県は88人、内・仙台市65人で推移しております。この程度で収まっているのも市民・県民の努力による自粛協力が大きい。また、経済的に厳しい中、中小零細企業や飲食店をはじめとしたお花屋さん、理美容店の皆さん等、各商店の皆さんの協力、また何よりも大きいのは医療機関に働く医師や看護師、介護施設の介護士の皆さん、各自治体の取組があって今日に至っていると思います。緊急事態宣言が解除されても気を緩めることなく、ウイルスに負けないよう共に頑張りましょう。

明るい展望を 持って・前に



市民利用施設の再開日についてお知らせいたします。

市民センター等について
市民センターの再開日は6月2日とし、調理実習室は引き続き適用期間以降含め「新規予約」は受付しない。その他については、6月2日に利用を再開し、6月7月利用分の予約受付を、5月21日12時から24日に受付する。8月分の利用予約に係る「地域利用団体優先申込み」については、5月22日から5月24日に受付します。8月分の利用予約に係る「抽

選申し込み」については、5月26日から31日に受け付けます。再開後の利用施設については、多数の方が予約なしで利用できる施設内の一部スペース等は当面休止とします。市民活動室は開放する。再開する会議室、研修室等は、定員の半数程度での利用を要請するとなっています。

コミュニティセンターは、6月1日再開に向け、運営団体に、ガイドラインに基づき施設の再開に向けた準備等に向けて依頼中です。



水道基本料金・下水道基本使用料「減免」

7月・8月分の水道基本料金、下水道の基本使用料が市民の生活支援対策として「減免」することになります。給水管の口径が20mmの場合、4,296円の減免額です。減免総額は約19億6千万円で水道事業会計と下水道事業会計で負担します。よって申請は不要となります。対象者は、すべてのお客様となります。尚・地域下水道、農業集落排水処理施設、公設浄化槽を使用されている方も対象となります。

感染症対応・臨時市議会開催

去る、5月1日・2日臨時仙台市議会が開催されました。議案は、1,384億円を計上した補正予算5件、5/1に本会議が開催され、社民党仙台市議団を代表して「小山勇朗」議員が質疑しました。補正予算の具体的な内容は、政府の特別定額給付金一律10万円給付事業費1,076億円、支援制度の内容、タブレット端

末機導入等の教育情報ネットワーク運営費等6億3,800万円、市独自の緊急事態宣言に伴う休業・時短営業の協力金として県30万円の内10万円は各自自治体負担なので、その10万プラス10万円を計上、受け取る事業者は総額40万円、複数営業者は80万円になります。市の負担は61億5,000万円。この協力が

小山勇朗議員が代表質疑で質す。

社民党仙台市議団を代表して小山議員が質疑を行い、緊急事態宣言による休業・時短営業に対する「協力金」及び「地域産業支援金」の早期支給に向けた必要書類の内容や手続き等の明確化と取組体制を求めました。市財政支出による支援体制の拡充については、事業の見直し、令和2年度の当初予算の大幅な見直し、組み換えも含めた取り組み、地元経済への打撃の軽減を提起しました。これに対し市は、事業の見直し

支払われない事業者には、市独自の地域産業支援金20万円を支給します。市としての財源は財政調整基金と中小企業活性化基金から20億5,000万円を取り崩し、市債管理基金から30億円を借り入れて充てることとしています。その他の議案として、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の感染者に傷病手当を支給するための条例改正等であります。

などを進めると答弁しています。また、国による雇用調整助成金、事業全般に利用できる「持続化給付金」は法人200万円、個人事業者100万円の相談窓口開所、早期支給のための丁寧な説明と専門家等への依頼を含め拡充を求めました。市は、市の産業振興事業団に社会保険労務士を増員して対応したいと答弁しました。国民一人一律10万円の支援金給付に対する取り組みについて、一日も早い申請・給

付のための準備体制確立とインターネットによるダウンロード活用による申請も併せて求めました。実質5月18日からネット申請が始まり、郵送は5月25日から始まることになりました。医療体制の確立については、感染症対策、PCR検査体制の充実とドライブスルー方式の活用、院内感染防止対策等について求めました。市は、国や県と

協力して取り組むと答えています。更には、長期休業による児童・生徒の学習の遅れ対策、大学生などの生活困窮に対する取り組みと同時に、留学生に対する相談体制と支援を求めています。



学校の始業式・入学式について

始業式は6月1日、入学式は小学校・中等教育学校6月1日(月)、中学校6月2日(火)、高等学校6月1日(月)または2日、来賓は招待しない。保護者については小・中学校・中等教育学校では学校規模に応じて1～2名参加。学校給食は6月3日～6月5日までは、安全な配膳の仕方などを確認するため簡易給食(パンと牛乳のみ)とし、6月8日以降完全給食とする。